Ⅲ　学校給食の実施状況

学校給食は現在、「学校給食法」、「夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律」「盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律」の３つの法律を中心として実施され、食事内容によって完全給食（米飯、パン、またはめんの主食およびミルクおかずによる給食）、補食給食（ミルクおよびおかずによる給食）、ミルク給食（ミルクのみの給食）の３つの形態に区別されている。本県における平成20年度の学校給食実施状況は、食物アレルギー等により受ける予定のない人数を差し引くと、児童生徒数で小学校は99．98%（全国平均99.3%）、中学校は47.4%（全国平均80.0%）であり、県立学校を含めて107,200人の児童生徒が学校給食を受けている。また完全給食の実施状況は、児童生徒数では、小学校97.4%（全国平均98.8%）
中学校43.7%（全国平均68.8%）であり、中学校給食の実施率は大幅に低い状況である。学校給食は、成長期における児童生徒の健康増進を図るため、栄養のバランスのとれた食事を提供し、併せて望ましい食習慣の形成を図る重要な教育の場であり、教育活動の一環として実施するものである従って未実施校の解消、さらには補食給食およびミルク給食から完全給食への移行になお一層の努力が望まれる。　（全国平均は平成19年度の調査結果）

１　平成２０年度学校給食実施状況総括表

校種	区分	年度	総数	給食実施								アレルギー等による欠食数		未実施	
				完全給食		補食給食		ミルク給食		合計				未実施数	比率
				実施数	比率（%）	実施数	比率（%）	実施数	比率（%）	実施数	比率（%）	人	比率（%）		(%)
小学校	学校数（校）	19	231	228	98.7	2	0.9	1	0.4	231	100.0			0	0.0
		20	231	223	96.5	7	3.0	1	0.4	231	100.0			0	0.0
	児童数（人）	19	85,496	84,581	98.9	868	1.0	6	0.0	85,455	99.95	41	0.05	0	0.0
		20	86,348	84,136	97.4	2,188	2.5	5	0.0	86,329	99.98	19	0.02	0	0.0
中学校	学校数（校）	19	100	48	48.0	2	2.0	8	8.0	58	58.0			42	42.0
		20	100	50	50.0	2	2.0	4	4.0	56	56.0			44	44.0
	生徒数（人）	19	40,595	16,893	41.6	554	1.4	2,830	7.0	20,277	49.95	12	0.03	20,306	50.02
		20	40,217	17,580	43.7	560	1.4	918	2.3	19,058	47.40	31	0.08	21,128	52.52
夜間定時制高校	学校数（校）	19	5	5	100.0	0	0.0	0	0.0	5	100.0			0	0.0
		20	5	5	100.0	0	0.0	0	0.0	5	100.0			0	0.0
	生徒数（人）	19	526	350	66.5	0	0.0	0	0.0	350	66.5			176	33.5
		20	521	407	78.1	0	0.0	0	0.0	407	78.1			114	21.9
特別支援学校	学校数（校）	19	14	11	78.6	0	0.0	0	0.0	11	78.6			3	21.4
		20	14	11	78.6	0	0.0	0	0.0	11	78.6			3	21.4
	幼児・児童生徒（人）	19	1,476	1,339	90.7	0	0.0	0	0.0	1,339	90.7	61	4.1	76	5.2
		20	1,566	1,406	89.8	0	0.0	0	0.0	1,406	89.8	69	4.4	91	5.8
合計	学校数（校）	19	350	292	83.4	4	1.1	9	2.6	305	87.1			45	12.9
		20	350	289	82.6	9	2.6	5	1.4	303	86.6			47	13.4
	幼児・児童生徒（人）	19	128,093	103,163	80.5	1,422	1.1	2,836	2.2	107,421	83.9	114	0.1	20,558	16.0
		20	128,652	103,529	80.5	2,748	2.1	2,836	2.2	107,200	83.3	119	0.1	21,333	16.6

（注１）　小学校および中学校における学校数の総数は休校を差し引いた数である。
(小学校：3校　中学校：1校)

（注２）　平成20年度の給食実施校の児童生徒数は、総数から食物アレルギー等により受ける予定のない人数を引いた人数である。(定時制高校は除く。)

（注３）　特別支援学校における未実施の児童生徒数は、訪問教育および分教室等の児童生徒である。